



1950(昭和25)年12月

## 農協振興刷新運動始まる

1951(昭和26)年6月

## 農林漁業組合再建整備法成立

1953(昭和28)年8月

## 農林漁業組合連合会整備促進法成立

執筆 **田中照良** 元JA全中教育部

前回、設立間もない農協・連合会が経営不振に陥ったことにふれた。今回はまざ、政府が農協法の改正により側面から農協・連合会の再建整備を支援したことから始める。

次に、農協・連合会が自ら経営不振から脱却しようとした農協振興刷新運動の内容をみていく。

しかし、その運動に限界があったことから系統組織は政府に農協再建整備法制定を要請し、農林漁業組合再建整備法が公布された。この法律の内容とその結果、再建整備組合は顕著な結果を収めたものの、連合会の再建整備はうまくいかなかつたことをみる。

それを受け、農林漁業組合連合会整備促進法が整備されたことをみる。

### ■ 農協法の改正

政府は、農協・連合会による自力更生を基本としながらも農協法の改正を行い、側面から農協・連合会の再建整備を支援した。現在にも関係する部分もあるので1950・1951(昭和25・26)年の農協法改正をみていこう。

#### (1) 農協法第四回改正 1950(昭和25)年5月

その主なものは以下のようなものだった。

##### ①連合会の兼営禁止の実質上の緩和

連合会には、信用事業を行う連合会、販売・購買等の経済事業を行う連合会、生活文化改善や医療、教育情報の提供などを行う連合会の三種類を認

め、これらの三種類の間の兼営を禁止することに改めた。従来もっと細分化した兼営禁止指導が行われてきたことと比較して実質上は緩和であり、経営不振対策としてG H Qが折れてきたあらわれである。

②財務処理基準令の制定

農協の財務処理規制については、金融機関の一環としてかねて要請があり、この改正で、財務を適正に処理するため守るべき基準を政令によって定めることとされた。これは、不振対策上の必要性に基づくものであったが、産業組合や農業会でも財務の基準が相当法令化されていたことなどから、制定されたものである。

③毎年実施する常例検査の追加

④信連の事業範囲の拡充

事業範囲に主務大臣の指定する金融機関(農林中央金庫等)の業務代理を加え、また政令にもとづいて内国為替取引もできることとしたことなどである。

## (2) 農協法第五回改正 1951(昭和26)年4月

第四回改正から一年足らずで、農協法の改正が行われた。後に見るように再建整備法を必要とするに至った事態に対処して、農協・連合会の経営強化のため体制を整備することの必要性が痛感されたことによるもので、その主なものは以下のようなものだった。

①役員任期限度の二年から三年への延長

②単位組合に関し役員の総会外選挙を認める

③回転出資金制度の採用

回転出資金は利用分量の配当の全部または一部を五年を限度として出資させ、損失補てんに充てるというような事態が起こらなければ、全額払い戻す制度で、自己資金調達の有力な方法として採用された。

④医療施設の員外利用制限の緩和

⑤連合会の設立、加入、脱退には会員組合の総会における特別決議を必要とする

第四・五回の農協法改正の骨子をみてきたが、経営強化対策が骨子となっていことがある。



## ■ 農協振興刷新運動の展開

前回、農協・連合会の乱立、自己資本不足などが経営不振に拍車をかけたことをみた。今回は、まず農協・連合会がどういう再建対策を取っていったかをみていただきたい。

経営再建に向けて、農協は、1949(昭和24)年から、出資増加運動、農村計画運動、購買事業計画化運動、販売組織化運動などに取り組み始めていたが、本格的な運動となったのは、1950(昭和25)年からであった。同年11月、第3回全国農業協同組合代表者会議が開催され、農協振興刷新運動の展開が決議され、12月から運動が始まった(この代表者会議が後の全国農協大会へと発展する)。

この運動では、つぎの諸点を完遂することを目標とした。

### ①事業運営の総合計画化

農村の実態とその発展方向に即応した農村計画の樹立を推進し、系統組織を通ずる各種事業の有機的総合計画運営を実現する。

### ②販売事業の組織化

自由経済に対応し、責任出荷制にもとづく組織的計画販売を確立する。

### ③購買事業の計画化

予約購買を基幹とする系統購買事業の計画化による刷新振興をはかる。

### ④資金の増強、財務の健全化

財務の健全化をはかり、農協貯金を増強し、農業資金を確保する。

### ⑤系統組織の整備強化

農協・連合会の合理的再編成、不振組合・連合会の再建を行い、経営能率の向上、運動の合理化をはかる。系統組織間の結合を強化し、系統利用の促進をはかる。

## ⑥農協教育の徹底

農協教育の体制を整え、役職員教育の強化および組合員教育の徹底をはかる。

## ⑦当面の緊急実行事項

自己資金の増強と資金の計画化、系統組織の整備。

(『JA読本』JA全中 p 109)

## 農林漁業組合再建整備法とその内容

農協振興刷新運動の展開にもかかわらず、不振組合、連合会の膨大な赤字解消と不良資産の短期処理は、もはや農協組織内部の自己改善努力だけでは解決すべくもなかった。

そこで上記の第3回全国農協代表者会議において、政府に対して、政府資金の低利融資を柱とする農協再建整備法制定の要請運動を展開することを決議した(1950(昭和25)年11月29日)。

この結果、1951(昭和26)年4月に農漁業協同組合再建整備法が公布された(同年6月農林漁業組合再建整備法<再建整備法>と改められた)。

再建整備法は、指定日から5年以内に固定化債権または固定化在庫品を資金化し、自己資本から欠損金を控除した金額を固定資産の価額以上とするほか、財務状況を、農協財務処理基準令に適合させることを目標とし、それに必要な各般の事項の実施を含む整備計画を立てることが、この法の適用の第一条件であった。再建整備指定組合は、農協2480、連合会142であった。

指定日現在における再建整備組合の欠損金は41億円、固定資金を含めると自己資本不足額は60億円にも達していた。しかし、3年後の1953(昭和28)年末までに47億円の増資が行われ、自己資本不足額は11億円に減少、固定化債権および在庫品の額も、指定日現在の37億円が7億円程度にまで減少するという顕著な成果を示した。

これに対し、連合会の再建整備は予期された効果を認めきれなかった。

## 農林漁業組合連合会整備促進法とその内容

連合会の根本的な立直しを目的とした新法が要請された。この結果、1953(昭和28)年8月8日、農林漁業組合連合会整備促進法の公布となった

この法律は、事業連に対して農林中金と信連が資金援助を対象として、政府の援助を定めたもので、系統農協における自主的な再建を趣旨としている。指定日より10年以内の固定債務の整理、欠損金の補填をめざすもので、金融機関が事業連に対して債権の利息を減免したときは、政府は現金に対する5%の範囲内で助成金を交付するとともに、法人税法上の優遇措置を講じることとなった。この指

定を受けた連合会は、全販連および41の都道府県経済連、7の厚生連に及んだ。

整備促進の推進について、農林省は次のような基本方針を出した。一つは、全利用・無条件委託・実費手数料・購買代金決済制を中心とする事業体制の確立により今後の事業では赤字を出さないこと。また、金融機関の利息減免、国や都道府県の補助をすること。さらに、従来からある欠損金を補填するために経営・事業の合理化を徹底しその財源を造成することなどである。

こうして、整備促進は順調に推移し、大半の経済連では、計画を上回る成績を上げ、平均して5年6か月で計画を達成した

この整備促進の過程を通じて、全利用・無条件委託・現金決済・実費手数料主義などその後の系統農協の事業方式が確立することとなった。

(『新版 協同組合事典』家の光協会 p 344～346 参照)

＜参考文献＞

『JA読本』JA全中 補訂版第2刷 2006年  
米坂龍男『四訂 農業協同組合史入門』全国協同出版 1994年  
『新版 協同組合事典』家の光協会 1986年